

船橋市立宮本小学校 父母と教師の会 会則

第1章 名称および事務所

第1条 本会は、宮本小学校 父母と教師の会（宮本小学校PTA）と称し、事務所を宮本小学校内に置く。

第2章 目的および活動

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して、教育の振興と児童の福祉増進を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、下記の活動を行う。

1. 学校における教育施設の充実
2. 学校と家庭の連絡ならびに会員相互の親睦
3. 児童の研究活動の後援
4. 教職員の研修援助
5. 会員の教養の向上
6. 本校同窓会、峰台小、市場小、宮本中および、市内各校PTAとの協力連携
7. その他本会の目的達成に必要なこと

第3章 会員

第4条 本会の会員は、次の通りである。

1. 宮本小学校に在籍する児童の保護者およびこれに代わる者
2. 宮本小学校の教職員

第4章 本部役員

第5条 本会の本部役員は、次の通りとする。

会長（1名） 副会長（3名～4名この内1名～2名は教頭）
会計（2名） 会計監査（2名） 庶務（若干名）

第6条 本会の本部役員は、別に定める規則により、会員の中から候補者を推薦し、総会において決定する。

第7条 本部役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 本部役員の任務は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 会計は、本会の経理をつかさどる。
4. 会計監査は、会計事務を監査する。
5. 庶務は、会議の記録をとり、必要に応じて決議事項を会員に伝える。

第5章 クラスサポーターおよびその他顧問

第9条 クラスサポーターは、各学級から4名選出する。ただし、4名に満たない場合でも活動できるものとする。

第10条 クラスサポーターは、任期を1年とする。

第11条 クラスサポーターは、学校保健活動や学校整備活動に関する活動や協力などをすすめる。

第12条 本会の円滑な運営をはかるため、理事会の承認を得て顧問をおくことができる。

第6章 会議

第13条 会議は、総会・理事会・五役会・本部役員会・学年会・学級会とする。

第14条 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成される。

第15条 総会は、通常総会と臨時総会をもって構成する。通常総会は、年1回とし、年度の初めに書面にて開催する。臨時総会は、会員の3分の1以上の要求、または理事会の議決、および会長が必要と認めたときに開催することができる。

第16条 総会は、議決権行使書ならびに委任状を含めて、会員の3分の1以上をもって成立する。

第17条 総会の議事は、議決権行使書ならびに委任状の過半数以上の承認を得て、議決する。

第18条 総会は、次の事項を審議する。

1. 会則、組織図、関係団体との活動
2. 年間活動報告
3. 会計報告
4. 年間活動計画
5. 予算
6. 本部役員
7. その他、必要と認めた事項

第 19 条 理事会は、総会に次ぐ議決機関であり、校長、本部役員、各クラスサポーター、おやじの会
会長、青少年補導委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集、または書面開催を行う。

第 20 条 理事会は、次の事項を協議する。

1. 総会に付議すべき事項
2. その他、会務運営に必要な事項

第 21 条 五役会は、校長および本部役員をもって構成する。ただし、会長が必要と認めたときは、
本部役員以外の者を加えることができる。必要に応じて会長が招集する。

第 22 条 五役会は、次の事項を協議する。

1. 総会、理事会、クラスサポーターに付議すべき事項
2. 総会、理事会、クラスサポーターから委任された事項
3. 会務運営に必要な事項
4. 他の団体との連携などの活動に関する事項

第 23 条 本部役員会は、本部役員をもって構成する。必要に応じて会長が招集する。

第 24 条 本部役員会は、次の事項を行う。

1. 五役会に提出する議案の作成
2. 本会の運営に必要な諸事項の審議・調整
3. 他の団体との連絡・調整
4. その他の緊急事項の対応

第 25 条 学年会は、各学年のクラスサポーター全員をもって構成し、学年ごとに行う。

学級会は、各学級の保護者全員をもって構成し、学級ごとに行う。学年会、学級会は、
それぞれ、クラスサポーターが招集し、必要なことを協議する。

第 7 章 おやじの会および臨時委員会

第 26 条 本会の業務を遂行するために、おやじの会をおく。

第 27 条 おやじの会は、全児童の学習環境整備と児童の望ましい成長に資するために活動する。

第 28 条 おやじの会は、在学中の児童の保護者および卒業生の保護者の有志で構成する。

第 29 条 おやじの会の会長（1名）、副会長（若干名）、会計（若干名）は、
おやじの会会員の中から互選する。

おやじの会は、おやじの会会長が必要に応じて招集する。

第 30 条 臨時委員会の委員は、会長が定めるものとする。

第 8 章 経理

第 31 条 本会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入（父母と教師の会の活動による収益など）より充てる。

第 32 条 本会の会員は、会費を納めるものとする。

1. 会費は、1 世帯あたり月額 1 5 0 円とする。
2. 年度の途中で入会した会員の会費は、入会した月から納めるものとし、途中で退会した場合は、退会した月まで納めるものとする。

第 33 条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行う。ただし、必要に応じて五役会において議決された補正予算に基づいて行うことができる。

第 34 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得るものとする。

第 35 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までとする。

第 9 章 改正

第 36 条 会則は、総会において、議決権行使書ならびに委任状の過半数以上の承認を得て、改正することができる。

付則 本会の運営上必要と認められたときは、五役会にはかり内規を設けることができる。
この会則は、昭和 2 3 年 5 月 2 6 日から実施する。

昭和 4 7 年 4 月 2 2 日改正

昭和 5 3 年 3 月 3 日改正

昭和 5 7 年 4 月 2 4 日改正

平成 2 年 4 月 2 8 日改正

平成 1 1 年 4 月 1 7 日改正

平成 1 2 年 4 月 1 5 日改正

平成 1 6 年 4 月 1 7 日改正

平成 2 1 年 4 月 2 4 日改正

平成 2 9 年 4 月 2 7 日改正

令和 4 年 4 月 1 3 日改正

令和 5 年 4 月 2 6 日改正

令和 6 年 4 月 2 4 日改正

船橋市立宮本小学校父母と教師の会 本部役員選考規定

- 第1条 この規定は、会則第4章第6条に基づいて必要な事項を定める。
- 第2条 本部役員候補者は、現本部役員・旧本部役員で推薦する。ただし、副会長3名～4名の内1名～2名は教頭とする。
- 第3条 現本部役員は、総会で本部役員候補者の選考結果を報告し、総会の審議に付する。
- 第4条 この規定は、理事会において出席者、議決権行使書ならびに委任状の3分の2以上の承認を得て、改正することができる。
- 付則 この規定は、令和4年4月13日から適用する。

船橋市立宮本小学校父母と教師の会 表彰規定

- 第1条 この規定は、船橋市立宮本小学校父母と教師の会の振興に対して、特に功績のあった個人または団体の表彰に関し、必要な事項を定める。
- 第2条 表彰は、感謝状を贈呈して行う。
- 第3条 表彰は、船橋市立宮本小学校父母と教師の会の会員ならびに関係者で、表彰することが適当と認められる功績のあった個人および団体を候補者とする。
- 第4条 表彰を受ける者は、規定に基づいて会長が作成した候補者名簿により、理事会が審査し、決定する。
- 第5条 この規定は、理事会において出席者、議決権行使書ならびに委任状の3分の2以上の承認を得て、改正することができる。
- 付則 この規定は、平成16年4月17日から適用する。

船橋市立宮本小学校父母と教師の会 慶弔規定

- 第1条 この規定は、船橋市立宮本小学校父母と教師の会会則第2章第2条に沿って、慶弔金について定める。
- 第2条 本会関係者に対する慶弔金は、次の通りとする。
1. 会員死亡の場合は、1万円とする。
 2. 児童死亡の場合は、1万円とする。
- 第3条 本会関係者に対する見舞いは、次の通りとする。
1. 火災、その他の災害によって被害を受けたときは、1万円とする。
- 第4条 その他、会長が必要と認めたときは、その都度決定する。
- 第5条 この規定は、理事会において出席者、議決権行使書ならびに委任状の3分の2以上の承認を得て、改正することができる。
- 付則 この規定は、平成16年4月17日から適用する。